

第5回 あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会 議事録

1 日 時

令和5年2月21日（火） 午後2時15分から午後3時45分まで

2 場 所

愛知県庁本庁舎 正庁

3 出席者

構成団体 16 団体

【出席構成団体】（順不同）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、名古屋市、愛知県市長会、愛知県町村会、公益財団法人愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク、愛知県

4 議 事

- (1) あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について〔愛知県〕
- (2) 特定技能外国人等の受入れについて〔名古屋出入国在留管理局〕
- (3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップについて〔名古屋出入国在留管理局〕
- (4) ウクライナ問題を踏まえた外国人材の受入れに係る特例等について〔名古屋出入国在留管理局〕
- (5) 愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について〔愛知県〕
- (6) 構成団体からの情報提供等
- (7) 質疑応答

5 発言内容

（愛知県政策企画局 沼澤局長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第5回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めます、愛知県政策企画局長の沼澤です。

はじめに、愛知県の大村知事から御挨拶申し上げます。

(愛知県 大村知事)

皆さんこんにちは。愛知県知事の大村秀章です。

本日は名古屋出入国在留管理局様はじめ、構成団体の皆様には、年度末のお忙しい中にも関わらず、第5回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開催にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

この協議会は2019年の2月にスタートし、今回、第5回ということで、全体の会議をやった上で、それぞれのワーキンググループにおきまして、さらに施策等々を深掘りしていただき、実行していただくということでございますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

さて、私ども愛知県には現在、東京都に次いで全国で2番目に多い28万人を超える外国人の方々が生活をしておりまして、18万人を超える方が働いておられます。

技能実習生は、日本で一番多いということで、やはり日本一の産業県、愛知ということだと考えております。

2019年に導入された特定技能外国人の数は、昨年10月末時点で、約1万人ということで、これも全国で一番多いということでございます。

社会経済活動の正常化が進む中で、今後も多くの外国人の方々が、日本一の産業県である愛知県に居住し、就労することが見込まれるわけでございます。

コロナ禍も3年ですけれども、だいぶ収まってきていまして、医療ひっ迫防止緊急アピールも19日、日曜日で一区切り、解除ということで、今週から厳重警戒ということになっておりますが、そういった形で、社会経済活動はどんどん再開をしております。

また働く方も増えてくる、外国人の方も増えてくるということが見込まれます。

受入れに当たりましては、外国人の方々が労働者としてだけでなく生活者として不安なく地域社会に定着していただけるような環境の整備が重要だと考えます。

本県ではこれまでも外国人の方々の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本教育の充実に取り組んでおります。

このうち労働環境の整備につきましては、定住外国人の雇用を促進するため、相談窓口の設置や採用から定着までをサポートする伴走型支援を引き続き実施をしていきます。

生活環境の整備では、多言語による情報発信の強化、安全・安心な暮らしに必要な防災、医療等の支援、充実に取り組んでまいります。

そして、日本語学習、日本語教育の充実には、行政が主体となった地域の日本語教育体制づくりに引き続き取り組むとともに、学校においては日本語教育を担う教員や支援員の配置、外国にルーツのある生徒を支援する中高一貫校や、夜間中学の設置等に取り組んでまいります。

こうした取組が十分に効果を発揮するためには、国や市町村、経済団体、労働者団体、外国人支援団体の皆様との有機的な連携、情報共有が不可欠であります。

この協議会を通じまして、最新の情報を共有し、関係者間の連携を図ることで、本県で就労する外国人の方々との共生に向けた環境の整備につなげてまいりたいと考えます。

構成団体の皆様には外国人材の適正な受入れと多文化共生社会の実現に向けて、それぞれの立場から積極的な情報提供や御意見を賜りますようお願いを申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

続きまして、名古屋出入国在留管理局の北村局長から御挨拶をいただきたいと存じます。

(名古屋出入国在留管理局 北村局長)

皆さんこんにちは。ただいま御紹介いただきました名古屋出入国在留管理局長の北村でございます。

協議会開催にあたり、私から一言御挨拶申し上げます。

関係省庁、関係機関、関係団体の本協議会に御出席の皆様方には、大変御多忙のところ、御出席を賜りましてありがとうございます。また、平素から出入国在留管理行政への御理解、御協力、誠にありがとうございます。

加えまして、愛知県大村知事には、本協議会に御臨席いただき、また、愛知県庁の皆様には、開催にあたり準備に御尽力いただき、心から感謝申し上げます。

私は、一昨年9月に名古屋出入国在留管理局に着任して参りましたけれども、去年は書面開催ということで、私自身が出席をさせていただくのは、初めてでございます。

第5回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会に出席できること、大変光栄に嬉しく感じております。

さて、外国人との共生社会の実現に向けた施策につきましては、2018年

12月、政府一丸にて、より強力にかつ包括的に推進していくための方針として、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられました。

昨年6月には総合的対応策が改定されるとともに、目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題と具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」も策定され、当局においても中部地区では初となる合同相談会やデジタルフォーラムを愛知県名古屋市内で開催する等、各施策に取り組んでいるところです。

この機会に、昨今の出入国在留管理行政の動向につきまして、若干御紹介させていただきますと、コロナ禍による様々な制限措置によって、入国者数が激減いたしました。昨年9月からは上陸拒否の対象地域は全て解除となり、また、翌10月からは査証免除措置が再開されたことに伴い、現在は入国者数もコロナ禍以前の水準に徐々にですが、戻りつつあります。

今後はコロナ禍によって得られた外国人に対する情報発信等、様々な課題を踏まえた上で、益々の増加が見込まれる外国人材の方々を適正に受け入れる環境が整うよう、引き続き必要な施策を講じていくことが肝要と考えております。

また、技能実習制度及び特定技能制度につきましては、両制度の施行状況を検証して課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、昨年11月に技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催が決定されました。同会議は今秋を目処に最終報告書が提出される見通しであり、その後、政府として両制度の方向性を検討していくものとされております。

当局といたしましては、このような情報共有等の場をお借りして、両制度の動向等について皆様方に情報共有するとともに、皆様方から頂いた忌憚のない御意見を今後の出入国在留管理行政に生かし、また、共生社会実現に向けて、今後も皆様方とともに、連携・協力し、外国人材の受入れ環境整備を一層推進してまいります。

以上を申し上げ、私からの御挨拶と致します。

本日はよろしく申し上げます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。

ここで、大村知事は、次の公務があるため退席させていただきます。

本日の出席者でございますが、東海北陸厚生局様、愛知県商工会議所連合会様、日本労働組合総連合会愛知県連合会様が御欠席されており、事務局の

愛知県を含め 16 団体から御出席いただいております。出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日配付しております資料を会議次第にしたがって、御確認いただきたいと存じます。不足等ございましたら、お知らせください。

なお、本日は各議題への理解を深めていただくとともに、お寄せ頂いた様々な情報を皆様方の施策や事業へ十分に生かしていただけるよう、各議題について御発表いただいた後、最後にまとめて質疑応答の時間を設けさせていただきます。宜しくよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入りたいと存じます。

議事（１）の「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」でございます。

事務局から御説明申し上げます。

（愛知県政策企画局企画調整部企画課 浅田課長）

企画課長の浅田でございます。

議事（１）「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会の各ワーキンググループの活動状況について」、資料１により事務局から御説明いたします。

資料１の１ページ目に、今年度の労働環境ワーキンググループ、生活環境ワーキンググループ、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの開催概要や成果等についてそれぞれ記載してございます。

内容につきまして、それぞれのワーキンググループ事務局から御説明いたします。

（愛知県労働局就業促進課 舟橋課長）

労働環境ワーキンググループの事務局を務める就業促進課長の舟橋でございます。

私からは、労働環境ワーキンググループの今年度の活動状況について、御説明いたします。

資料１にありますように、今年度は会議を２回開催し、ワーキンググループ設置から通算で９回開催しております。

今年度１回目となる第８回会議は、2022年９月13日での開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、書面開催いたしました。

コロナ禍による出入国制限の影響下での外国人材の受入状況や、ウクライナ避難民への就労支援も含めた外国人材を取り巻く就労環境等についての

現状や課題を共有いたしました。

今年度2回目となる第9回会議は、2023年2月8日に開催し、技能実習制度及び特定技能制度の見直しの検討状況について出入国在留管理庁から説明を受けるとともに、出入国制限解除後の外国人の雇用状況及び外国人材への就労支援等取組状況について情報共有いたしました。

さらに、特定技能外国人にかかる相談対応等や外国人労働者向けの職業訓練の状況について意見交換いたしました。

今後も、ワーキンググループの構成団体間での連携を深め、外国人材の労働環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 中西室長)

生活環境ワーキンググループ、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの事務局を務める多文化共生推進室長の中西でございます。

まず、生活環境ワーキンググループの活動状況について御説明いたします。

資料1にありますように、今年度は会議を2回開催し、ワーキンググループ設置から通算で9回開催しております。

今年度の第1回となる第8回会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、昨年12月1日に書面にて開催し、外国人材等の生活環境の整備に係る取組について、各構成団体から資料を提供いただき、情報共有をいたしました。

愛知県多文化共生推進室からは、「第4次あいち多文化共生推進プラン」の策定状況と、「ウクライナ避難民への生活支援」として、県の支援や寄附金の募集の概要を御紹介いたしました。

今年度第2回となる第9回会議は、1月18日に開催し、外国人材等の生活環境の整備に係る取組について、各構成団体から御報告いただくとともに、情報交換や意見交換を行っております。

また、昨年12月に策定した「第4次あいち多文化共生推進プラン」について、名城大学法学部の近藤敦教授を講師にお招きし、愛知県における今後の課題や展望等について、お話いただきました。

また、名古屋出入国在留管理局様からは、「合同相談会及び多文化共生イベント」の取組について御紹介があり、昨年12月に開催された、在留相談や就職相談の各機関による合同相談会の開催等の取組について開催状況を御報告いただきました。

今後も、ワーキンググループの構成成団体間での連携を深め、生活環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、日本語学習・日本語教育ワーキンググループの活動状況について御説明いたします。

このワーキンググループは、生活環境ワーキンググループと、構成団体がほぼ同じであることから、2つのワーキンググループの会議を合同開催としております。

今年度の第1回となる第8回会議は、生活環境ワーキンググループとあわせて書面にて開催し、外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実に係る取組について、各構成団体における取組に係る資料を提供いただき、情報共有をいたしました。

今年度第2回となる第9回会議では、外国人材や子ども等の日本語学習・日本語教育の充実に係る取組について、各構成団体から御報告いただくとともに、情報交換や意見交換を行っております。

愛知県多文化共生推進室からは、第4次あいち多文化共生推進プランに掲げる愛知県の地域日本語教育の取組の方向性等を説明いたしました。

また、具体的な取組として、「地域における初期日本語教室のモデル事業」や市町村等に対する「愛知県地域日本語教育推進補助金」の取組状況について御報告いたしました。

また、愛知県教育委員会からは、「入学者選抜における外国人生徒への配慮」や「県立高等学校に在籍する外国人生徒への支援」、「若者・外国人未来塾」について説明があり、情報共有を行いました。

今後も、ワーキンググループでの情報交換を継続していくとともに、構成団体間での連携を深め、日本語学習・日本語教育の充実に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

(愛知県政策企画局企画調整部企画課 浅田課長)

議事(1)に係ります事務局からの説明は以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

続きまして、議事(2)から(4)まで、「特定技能外国人等の受入れについて」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)及び外国人との共生社会の実現に向けたロードマップについて」、「ウクライナ問題を踏まえた外国人材の受入れに係る特例等について」

事務局から3つ続けて御説明申し上げます。

(名古屋出入国在留管理局審査管理部門 赤星統括審査官)

名古屋出入国在留管理局の赤星でございます。

皆様方、平素から当局の出入国在留管理行政に御協力賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは私の方から資料を元に、御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは資料 2-1 を御覧ください。

こちらは昨年 12 月末までの外国人入国者数と、日本人出国者数の推移でございます。

上のグラフを見ていただくと分かりやすいと思いますが、御覧の通り、平成元年から令和元年あたりにつきましては、増加傾向にありました外国人入国者数につきましては、令和 2 年から、コロナ禍によって入国者数が激減いたしました。

しかし、昨年 9 月から上陸拒否の対象地域は全て解除となり、また翌 10 月からは、査証免除措置が再開された関係から、再び入国者数が増加傾向にあるという形でございます。

それでは次のページを御覧ください。

こちらは在留資格別で表したものになります。

一番右側の令和 4 年につきましては、御説明させていただきます。

昨年秋から、短期滞在の方々が入国されたということもございまして、入国者数の総数としては、まだまだコロナ禍以前の水準にはほど遠い状況です。

しかし、短期滞在以外の在留資格につきましては、段階的に入国を認めてきたことから、在留資格によっては、コロナ禍以前よりも多くの方が入国されているというケースもあり、概ねコロナ禍以前の水準に戻りつつあるということになります。

それでは次のページ御覧ください。

コロナ禍によって、入国者数や、中長期的な在留者数が減少傾向となる中、新しい在留資格の特定技能だけは、大幅に増加しております。

この在留資格は御存知の通り、深刻な人手不足に対応するため、即戦力となる外国人材を受け入れるものでございます。

こちらの表は、特定技能外国人の数を表したものになります。全国の数になりますが、昨年 11 月末で約 123,600 人の特定技能外国人が在留されております。

実は先週の金曜日に、昨年 12 月末の数字も、入管庁のホームページで発表しております。

最新の発表によりますと、昨年 12 月末には 130,923 人ということで、こ

の資料から、さらに大体7,000人は増加しているということになります。

また、グラフを御覧になっていただくと分かりますが、令和3年12月には、約5万人でしたが、1年間で特定技能外国人が2倍強というような形で増加しております。

それでまた次のページを御覧ください。

こちらは、都道府県別の労働者数、技能実習生数及び特定技能外国人の数となります。

こちらは、少し古いのですが、昨年9月末時点の数値となります。愛知県につきましては、特定技能の外国人はこの時点では9,655人で、先週の金曜日の入管庁ホームページによると、昨年12月末で、11,555人ということで、全国1位という数値になっております。

2位が大阪府で、7,811人となりますので、2位以下を大きく引き離して、全国1位となっております。

また、特定技能2号の方も、2名が愛知県内にお住まいだということも公表されております。

それでは続きまして、資料の2-2を御覧ください。

こちらは外国人材受入れ・共生のための総合的対応策となります。

令和4年度改訂版につきましては昨年6月に公表されたものになります。総合的対応策につきましては、外国人材を適正に受入れ、共生社会の実現を図ることによって、日本人と外国人が安心・安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ共生に関して、目指すべき方向性を示すものとして位置付けておまして、今回は4回目の改訂となります。

令和3年度の改訂においても盛り込んでおりました、外国人材の円滑かつ適正な受入れを加えた五つの柱で構成しております。

また、総合的対策につきましては、毎年改訂を重ねまして、内容の充実が図られておりますが、これは基本的に短期的な課題というような形で策定しております。

それでは続きまして次のページを御覧ください。

政府におきましては、有識者会議を開催いたしまして、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき、中長期的な課題について御意見をいただき、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを今回策定いたしました。

こちらは在留外国人数の変化等の統計ですとか、これまでの政府における共生施策の取組に関する変遷などについて記載したものになります。

それでは次のページを御覧ください。

こちらには、ロードマップにおきまして、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョンを取組むべき中長期的な課題として、4つの重点事項を記載しております。

具体的な政策につきましては、説明を割愛させていただきますが、ロードマップにつきましては、令和8年度までの5年間を対象期間といたしまして、中長期的に取り組んでいくこととしております。

最後の資料になります。2-3を御覧ください。

こちらは、ウクライナ避難民の受入れ支援等に関する状況でございます。

ウクライナ避難民に対する、現在の我が国の対応につきましては、官房長官を議長とする、ウクライナ避難民対策連絡調整会議を司令塔といたしまして、ウクライナが瀕する危機的な状況を踏まえた緊急措置といたしまして、避難される方々に、まずもって安心できる避難生活の場を提供すべく、政府全体として取り組んでいるものでございます。

資料の左上にあります通り、ウクライナから2,277人の方々、これも最新の資料の発表がございまして2月17日時点の発表でございますと、2,302人となります。その方々が日本に避難されております。

また資料の方に記載はございませんが、2月15日現在、愛知県内には95名の避難民の方が生活されているということになります。

入管庁としましては、このような避難の方に対する支援策として、日本への渡航支援、ウクライナ避難民が母国語で相談できるヘルプデスクの開設、自治体や民間団体などから支援の申入れがあった際の窓口の設置、避難民と支援の申し出に係るマッチングサイトの開設、メールやお手紙での情報提供、行政等の手続を円滑に進めるためのウクライナ避難民であることの証明書の発行、また、在留資格「特定活動」を1年間、本人の希望によって仕事ができるという内容になりますが、そういった在留資格変更の柔軟な対応等を行っているところでございます。

当局といたしましては、引き続き、県や市町村の方々、また避難民の方や、その関係者団体の方々と、情報共有等で連携をいたしまして、引き続き支援のニーズ等を汲み取って、今後の支援策として生かしてまいりたいと考えております。

駆け足となりましたが私からの説明は以上となります。ありがとうございました。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(5)の「愛知県の多文化共

生推進に係る主な取組について」でございます。事務局から説明をお願いします。

(愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室 中西室長)

それでは、「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」、御説明させていただきます。お手元の資料3を御覧ください。

まず、「愛知県の外国人県民の状況について」であります。

「1 外国人県民の数」にございますとおり、愛知県の外国人県民数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年、2021年と減少が続いておりましたが、2022年6月末現在の在留外国人統計で増加に転じ、280,912人、人口の約3.7%と、ほぼコロナ前の水準まで戻ってきております。

国籍別に見ますと、最も多いのがブラジル人ですが、次いで多いのは、これまでの中国人を抜いて、ベトナム人が2番目に多くなりました。

次に、「2 外国人県民の在留資格」についてですが、在留資格別の推移を見ますと、「永住者」は増え続けております。また、2022年6月末現在の在留外国人統計では、「留学」や「特定技能」、「技能実習等」の増加が顕著となっております。

資料右側にございますように、在留資格別の人数を見ますと、「永住者」が94,129人と、外国人県民全体の約3割を占めており、この「永住者」、「定住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」といった、就労に制限のない、いわゆる「身分に基づく在留資格」が全体の約6割を占めております。

次に、「3 日本語指導が必要な外国人児童生徒」についてですが、文部科学省の調査によると、愛知県における日本語指導が必要な外国人児童生徒数10,749人は、小中高校合わせて神奈川県約2倍で、全国最多となっております。

次に、「第4次あいち多文化共生推進プラン」について御説明いたします。昨年12月に、2023年度から2027年度までの5年間の計画期間とする「第4次あいち多文化共生推進プラン」を策定しました。

資料の右側にありますとおり、多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくりを目指し、「コミュニケーション支援」「生活支援」「意識啓発と社会参画支援」「地域活性化の推進やグローバル化への対応」の4つの施策体系により取り組んでいくこととしています。

次のページを御覧ください。資料左側は、施策体系を大中小レベルで整理した表になります。右側は、重点的に取り組む項目として、「安全・安心な暮らしを支える体制の強化」、「持続可能な地域日本語教育推進体制づくり」、「外国人県民の活躍促進」、「多文化共生への理解促進」の4つを柱として掲

げております。

次のページを御覧ください。この資料は、先日発表いたしました、愛知県の多文化共生に係る令和5年度予算の概要で44億余円を計上しております。

このうちの約40億が一番左の枠の「日本語学習・日本語教育の充実」に関するもので、その多くが、教育委員会関係と記載している部分で、小中学校で外国人の子どもたちの日本語教育を行う担当教員の配置等に係る予算となっています。

次のページを御覧ください。

こちらは、愛知県多文化共生推進室が取り組む事業のみを記載したもので、約2億5千7百万円の予算を計上しております。

始めに、左の「外国人県民日本語教育推進事業費」の枠の一番上、「あいち地域日本語教育推進センターの運営」ですが、2020年に多文化共生推進室に設置したあいち地域日本語教育推進センターを中心として、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進してまいります。

具体的な事業としては、地域における日本語教育を推進するため、日本語がほとんどわからない大人を対象とした初期日本語教室のモデル事業やオンラインによる日本語教室を実施します。

また、市町村等が実施する日本語教育関係の事業や、NPO等が実施する日本語教室に市町村域を越えて通う生徒の送迎等に対して、これまで同様に事業費の補助を行います。

次に、右側の「多文化共生づくり推進費」でございます。新規事業として、多言語で情報発信するポータルサイトの構築や、外国人県民向けの防災ガイドブックを作成し、外国人に対してわかりやすい情報発信や周知に取り組んでまいります。

下の枠の「ウクライナ避難民生活支援事業費」では、今年度、広く寄附金を募り、ウクライナ避難民に対し、生活一時金の支給や日本語学習支援、寄附物品の配送等を行っておりますが、来年度も引き続き同様の支援を行ってまいります。

一番下の枠の「愛知県国際交流協会運営費補助金」については、愛知県国際交流協会内に設置しております「あいち多文化共生センター」の外国人相談窓口の運営等に対して補助金を交付します。相談窓口は、日本語のほか13言語に対応しており、弁護士相談や、在留資格や労働問題などに関する専門相談にも対応しています。

次のページを御覧ください。「日本語学習支援基金募集チラシ」を添付させていただきます。

外国人県民の子どもたちに学習機会を提供するため、地元経済団体の御協

力を得て、2008年に企業等からの寄付金により日本語学習支援基金を造成し、NPO等が運営する地域日本語教室等に対して助成を行っております。2022年度からは、目標金額を1億円とする第3次の基金造成を行っているところであり、県が2分の1の5千万円を負担し、残りの5千万円について、企業等の皆様に広く御協力をお願いしているところで、現在1,300万円ほどの御寄付をいただいております。

この日本語教室はボランティアが中心となって運営をされておりますけれども、子どもたちに対する日本語教育だけではなく、居場所や社会性を養う場として、非常に重要な役割を担っているものでございます。

この基金による支援の枠組みは、第3次造成をもって終了することで経済団体と合意しております。持続可能な地域日本語教室の支援のあり方を検討するため、昨年6月に、行政、教育委員会、経済団体等を構成員とする検討会議を立ち上げるとともに、10月からは、新たな取組として、企業ボランティアを育成し、地域日本語教室で活動していただく産官連携による支援活動を試行的に開始しました。

今後、多くの企業の皆様に御参加いただき、活動を県内全域に広げていきたいと思っております。また、行政が主体となった地域日本語教育の体制づくりについてもこれからしっかりと取り組んでまいります。

私からの説明は、以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、議事(6)の「構成団体からの情報提供等」に入りたいと存じます。

名簿の順に、構成団体の皆様から、本協議会の主な協議内容であります、外国人材等の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実の観点から、各団体の取組や協議会に期待することなどについて、御発言をいただきたいと思います。

それでは、愛知労働局様からお願いしたいと思います。恐縮ですが、お一人あたり3分程度でよろしく申し上げます。

(愛知労働局職業安定部職業対策課 鈴木課長)

愛知労働局職業対策課の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは令和5年1月27日に発表しました、令和4年10月現在における愛知県の「外国人雇用状況」の届出状況について、説明をさせていただきます。

資料4になります。

まず、1 ページに記載がありますように、この外国人の雇用状況届出につきましては、全ての事業主に、外国人労働者を雇い入れた時、また離職した時に、名前や在留資格等を確認して、厚生労働大臣に届け出ることを義務づけています。届け先はハローワークとなっています。

では、1 ページの状況について触れます。1 ページの四角の中を御覧になってください。ポイントが4つございます。

冒頭、大村知事からも御説明がありましたように、愛知県内における外国人の労働者数の細かい数字になりますと、188,691 人ということで、前年と比較して、6.1%の増加。それから、雇用する事業所の数でございますが、こちら 23,850 人ということで、これも前年比で 5.3%増加となっています。

外国人労働者、外国人雇用事業所数ともに、義務化された平成 19 年以降、過去最高の値となっています。

3 ページの図の 1 を御覧になってください。

折れ線で、オレンジ色で示しているベトナム国籍が、平成 24 年以降、急激に増加しておりまして、令和 2 年にブラジル国籍を抜いて、1 位となっています。

次の 4 ページを御覧になってください。図 3 でございます。

オレンジ色で示している技能実習が、令和 3 年から減少して、赤で示している、専門的・技術的分野が増加し、2 番目に多くなっているということでございます。

次に 8 ページを御覧になってください。特定技能についてです。

年々増加しておりまして、令和 4 年 10 月末の数字は 9,839 人ということで、前年同月と比較すると、6,322 人、179.8%増加で、全国で最も愛知が多いということです。

今後、転職をする方も出てくると思われませんが、これまでハローワークで取り扱いの少ない在留資格の方ということもありまして、労働局としまして、職員研修等、関係機関との連携を行うことを検討しております。

その時は、講師などをお願いすることになるかもしれませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

さらに、資料はございませんが、1 点だけ情報提供させていただきます。

外国人労働者の職場定着のために、人材確保等支援助成金というものがございます。

外国人労働者就労環境整備助成コースと言いまして、日本の労働法制や雇用慣行などの知識不足、言語の違いから、トラブルが生じやすいということで、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して、その経費を一部助成するというものです。

例えば通訳費、翻訳機器の導入、社内に標識類を設置する等、そういったものの費用を助成するという事になっています。

お問い合わせは、愛知労働局愛知雇用助成室ということになっていますので、よろしく願いいたします。以上であります。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。次に東海農政局様お願いします。

(東海農政局経営・事業支援部経営支援課 岡本課長)

東海農政局経営支援課の岡本でございます。よろしく願いいたします。

私の方からは、農林水産省における農業や飲食料品製造業者等への外国人材の適正な受入れに向けた支援措置とこれまでの取組状況について御報告させていただきます。

資料5でございます。

農林水産省におきましては、特定技能制度の円滑な運用に向けまして、現在、国会にて審議中ではございますけれども、令和5年度予算として「外国人材受入総合支援事業」を3億2,400万円ほど措置しております。

本事業につきましては、これまで3年間続けておりますけれども、昨年度に引き続きまして、農業や漁業の各分野におきまして「技能試験の作成・更新」あるいは「国内外での試験」を実施するとともに、令和5年度からは資料右側の事業イメージにありますとおり、外国人材が働きやすい環境を整備するため、就労を希望する外国人材向けの「相談窓口の設置」等の支援を行いつつ、農業分野において海外で働く意向のある外国人材に対する技能試験の受験の促進と日本の農業現場への就農支援のため、海外の大学や専門学校などの教育機関と連携した「現地説明会・相談会」を新たに行うこととしております。

そして、資料は用意しておりませんが、これまでの取組結果として、まず、技能試験の状況ですが、今年度の試験結果については令和5年1月分まで既に公表されており、農業につきましては国内外で13,927名、飲食料品製造業では21,385名、外食業では13,029名の方が合格しております。そのうち農業分野につきましては近年の状況を見ますと、令和元年度は571名、令和2年度では4,490名、令和3年度では13,246名となっております。受験者、合格者ともに右肩上がりで伸びている状況でございます。

また、令和3、4年度には、特定技能外国人向けのセミナー、受入事例の紹介、求人情報などを掲載した受入団体や外国人材向け支援サイトを立ち上げるとともに、農業版の「特定技能外国人の受入れマニュアル」や「特定技

能外国人受入れの優良事例集」を作成しております。

詳しくは農林水産省のホームページに掲載しておりますので、御確認いただければと思います。私からは以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、中部経済産業局様お願いします。

(中部経済産業局地域経済部地域経済課地域人材政策室 鈴木室長補佐)

中部経済産業局地域人材政策室の鈴木です。よろしくお願いたします。

私からは、来年度の予算、セミナー、ジョブフェアの御案内と、職場におけるコミュニケーションツールの動画サイトの御案内をいたします。

まず、来年度の予算事業でございます。製造業における外国人材の整備支援事業です。

こちらは今年度も実施しており、来年度は増額で事業実施予定でございます。

特定技能外国人制度を活用する企業に対しまして、円滑かつ健全な受入れや技能水準の確保に係る支援を実施し、製造業の人手不足への対応及び生産性向上を目的とした事業でございます。

具体的には、中小企業、小規模事業者の受入れ企業や、日本で就労を希望する外国人材を対象とする制度周知のためのセミナー、相談窓口の運営、受入れ企業と就労希望する外国人材とのマッチングなどを予定しております。

今年度事業の御案内です。ページをめくっていただきまして、プレス資料になります。

製造業における特定技能外国人材の受入れセミナーで、特定技能制度の概要等に関する説明や、実際に特定技能外国人材を受入れている企業の事例、特定技能で働く外国人材の声などを御紹介いたします。

オンラインで開催され、まだ3月まで実施予定でございますので、特定技能外国人材の受入れを検討されている愛知県内の中小企業、団体等に積極的に参加していただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、次ページのチラシでございます。

特定技能外国人材向けジョブフェアです。

こちらは、日本企業が、会社概要や働く内容を御紹介するものでございます。愛知県内の企業である株式会社イデア様、株式会社名友産商様が参加しております。

こちらもオンラインで開催されますので、愛知県内の外国人材の方に、積

極的に御参加いただけたらと思います。

次のページは、職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーションの実現に向けた取組でございます。

こちらは経済産業省の担当ですけれども、外国人材との効果的なコミュニケーションにかかる学びの機会ということで、ホームページで動画をアップしております。

外国人ではなくて、外国籍社員の直属の日本人の上司や職場の同僚、経営層、人事の方々にぜひ見ていただきたい動画となっております。こちらもしぜひ御覧いただけたらと存じます。

最後に、参考までに高度外国人材活躍推進プラットフォーム、こちらはジェトロが事務局ですけれども、ウェブページで、動画で情報提供しておりますので、御活用いただければと存じます。以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。中部地方整備局様お願いします。

(中部地方整備局建政部建設産業課 片岡課長)

中部地方整備局の建設産業課長の片岡でございます。

それでは資料7に基づいて、簡単に説明させていただきます。

1枚表紙を跳ねていただきまして、建設分野における外国人材の受入れ状況ということで、今、建設分野で活躍する外国人の数が約11万人で、全産業の6.4%を占めています。

赤い囲み枠で、各年の時点の人数になりますが、技能実習では約7万人、外国人建設就労者では約1,700人、あと特定技能外国人では約6,300人となっております。

ここに記載はありませんが、2022年12月時点までの、建設分野における特定技能外国人の認定人数の累計について紹介しますと、退職した人は含めず、とにかく認定した人の積み上げになりますが、それが全国で19,037人です。

中部管内ですと、2,772人。その内訳で見ますと、岐阜県で381人、静岡県で372人、こちら愛知県では1,756人。あと三重県で263人、合計で2,772人という形で認定しているところでございます。

次ページは、建設分野における業務区分の統合についてですが、これまで建設分野は19区分と細分化されておまして、業務範囲が限定的でした。

この19区分の中には、建設作業において、特定技能に含まれない分野もありましたので、それを令和4年8月30日に閣議決定にて見直しを図り、

3 区分という大きな括りとして、区分けをしました。

それが土木区分、建築区分、ライフライン・設備区分ということで、大括りにすることによって、これまで入っていなかった建設業の職種についても全て網羅するような形に変更しました。

次ページは、業務区分と従事できる工事業の考え方ということで、例えば現場入場のイメージや在留資格で実施できる工事の範囲のイメージということで、イメージ図が載っていますので、また後程見ていただければと思います。

それから次のページなんですけれども、今回の建設分野の業務区分の再編に伴い、J A C、これは建設技能人材機構という機構になるんですけれども、こちらが担う役割の変化のイメージ図です。

左側がこれまでの現行で、J A Cでは主体として試験の実施はしていなかったのですが、右側の業務区分の再編後になりますと、J A Cの方で、基本的には試験問題等を全て作成し、関連機材も用意することとなりました。

J A Cによる日本語研修などのサポートなども行ってはいましたが、さらに、それを拡充するような意味合いとして、専門工事業団体の方が専門性の高い訓練をJ A Cと連携して行うということになりました。

J A Cは何をするのかですが、支援事業としまして、就労希望する外国人への研修に対する支援事業や、団体に対して最大で年間 400 万円の支援を行ったり、就職している特定技能の外国人に対して、スキルアップの技能研修を実施する場合の支援事業として、団体に対して最大で 150 万円を負担したりしています。

あとは、危険・有害な業務に就かせる際に必要な特別教育、技能講習などによる資格取得に対する支援事業ということで、こちらも団体に対して、最大で 150 万円支援するという支援体制を行っております。

以上が国土交通省中部地方整備局からの紹介になります。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。中部運輸局様お願いします。

(中部運輸局自動車技術安全部整備課 小林主査)

中部運輸局自動車技術安全部整備課の小林と申します。

資料は用意しておりませんが、入管庁と同様で、私どもの方は自動車整備事業に特化して、届出を行って、受け取っているところでございます。

入管庁の話と同様で、現在ではベトナム、フィリピン、ミャンマー、圧倒的に多いのがベトナムで、ベトナムとフィリピンで8割を超えるという状況

でございます。先日のワーキンググループでも話がありましたが、このところ、ベトナムがやや横ばいになりかけているところでございます。

従前ですと自動車の点検、そして整備にしか就労することができなかったのが、昨年8月末から、点検整備に付随する板金を行えるようになったところ大きな変化でございます。したがって付随する板金は作業することができますけれども、完全な板金工場で就労することは、現状ではできないというところが一つございます。それでもようやく付随する板金作業ができるようになったということを御報告申し上げます。

今後、ベトナムは横ばいになると予想しておりますが、フィリピン、カンボジア、そしてミャンマー、スリランカという国からも自動車整備分野では、特定技能者の届出を行うことができます。

現在、支援機関が72ほどございます。中部管内の愛知、岐阜、三重、静岡、福井の5県で、現在、1月末のデータでございますが、405の方が自動車整備分野での特定技能として就労しております。参考までに全国では1,813人でございます。中部におきましては、全国で一番多いところでございます。

なお、自動車整備分野におきましては、登録支援機関が現在330ほど全国で届出がありますが、登録支援機関には、整備士を置くことという条件があり、本来はもっと多くの支援したい機関があろうかと思いますが、そういった条件がありますので、このような数字になっていたというところでございます。

以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県商工会連合会様お願いします。

(愛知県商工会連合会広域経営支援センター 橋本課長)

愛知県商工会連合会の橋本でございます。

県内の57か所にあります商工会におきまして、ここ1年、定住等の外国人の方から創業したいという相談や経営方法について、どうしたらよいかといった相談が見受けられるようになりました。

本連合会では専門家による相談を行っておりまして、創業の場合、その手順や、事業の種類によりまして、許認可が必要となること、あるいは、売上計画や資金計画等を含めた創業計画策定のお手伝いを行っております。

また、販路開拓など経営上の問題につきましても、必要に応じ、専門家を派遣するなど課題解決に向けたサポートを行っております。商工会では地域

に密着しながら、国、県の施策の紹介や、あるいは経営相談を実施しているところがございます。

連合会からは以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございます。続きまして、中部経済連合会様お願いします。

(中部経済連合会 野村国際部長)

中部経済連合会の野村と申します。

中部経済連合会は愛知県をはじめとする東海3県に静岡県・長野県を加えた地域の企業や団体、大学から構成されておりまして、大きなテーマの一つとして、「多様に富んだ人材が集まる魅力ある地域の創造」を掲げております。

少子高齢化に伴う労働人口の減少や、産業構造の大きな変化の中、この外国人材の活躍の積極的な推進ということについても議論をしており、本年度からいくつかの取組を開始しました。

この資料は私どもの会員企業にまず、現状の課題認識を御理解いただく目的で作った資料からの抜粋でございます。先ほど事務局から御連絡・御報告いただいたとおり、在留外国人、外国人労働者数ともに、全国的に過去最高を記録しております。

身分系の定住者の数はコロナ禍においても一貫して増えており、配偶者・子供も含む外国人定住者は、入管法の改正もあって、今後も増えていく中、こうした方々が日本で生活者として安定的に暮らせる社会基盤の整備というのが非常に重要であるということ、中でも、日本の将来の社会を構成していただく、それから労働力になっていただく子供たちの教育環境はまだまだ不十分である、という課題認識をまとめました。

2ページ目のグラフが示しますように、中部圏においては、先ほど事務局の報告にありましたとおり、外国人数、労働者数、それに伴って子供たちの数も多く、次のページに示すとおり、日本全国で日本語教育、学習支援が必要な子供たちは急激に増えております。中部圏においては下のグラフに示しており、愛知県が断トツに多く、中部5県を、全国の4割を占めているという状況であります。

その次のページに示しましたが、日本語教室等にヒアリングを行ったところ、地域の日本語教室が求めている支援というのは大きく分けて、「教室で子供たちに直接相対する人材」、「開催する場所」、「運営するバックオフィスの技術」、そして「教え方・教育方法」の4つが求められていることが

わかりました。

こうした状況下、愛知県、愛知県国際交流協会、愛知県経営者協会、中経連の4者が連携して取り組みをスタートいたしました。その内容については、経営者協会さまからの御報告にお任せしますが、私からは会員企業の日本ガイシが昨年の4月からスタートした取組を一つの事例として御紹介します。今後、これを1つのモデルケースにして、賛同していただく企業の数を増やしていきながら、先ほどの4者連携活動を拡大していきたいと考えております。

日本ガイシは、事業所のある小牧市で地域の日本語教室へのヒアリングを行った結果、「開催場所が足りない」、「教える人材が足りない」などのニーズに対し、事業所にある社員寮の一部を地域日本語教室の別教室として開放し、そこに従業員ボランティアによる講師のアシスタントを派遣して、学習指導を行う活動を行っております。最後のページの下段にありますように週2回、約20名の子供たちに対して、日本語の学習、学校の宿題などの支援を行っております。

また、社員のボランティアに従事する時間を業務時間として取り扱うなど、会社として、ボランティアのモチベーションを上げるための施策も行ってまいります。

私どもは、こうした事例を一つのモデルとして産学官の取組を一層進めていきたいと考えております。

以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございます。続きまして、愛知県経営者協会様お願いします。

(愛知県経営者協会 松永総務・企画部長)

愛知県経営者協会の松永と申します。

お手元の資料9に沿ってお話をさせていただきたいと思っております。

まず、愛知県経営者協会ですけれども、会員は愛知県の企業が約800社超おありまして、製造業と非製造業半々ぐらい、かつ、そのうちの6割ぐらいは、300人未満のいわゆる中小企業という会員でございます。

私どもとしては主に経営者側の立場で、人事労務の関係を主な活動領域として、課題解決に取り組んでおります。

資料の方ですけれども、今しがた中部経済連合会の野村部長、また冒頭で、多文化共生推進室の中西室長からもお話がございましたように、当地には、日本語教育が必要な児童生徒さんが多数いらっしゃるということで、働き手

である本人はもとより、そういった家族の皆様へのサポートもさせていただきながら、この地域を、海外にルーツを持つ方からも、しっかり選んでいただける地域、場所にしなければならないというふうに取り組んでおります。

そういった中で、この資料の3枚目ですけれども、先ほど御紹介のありました日本語学習支援基金の取組の中で、経済団体としては、これまでも、お金の面での助成というのは、もちろん協力させていただいているのですけれども、これまでの取組だけではなく、企業の持っているリソースをこういった活動のサポートに提供できないかということで、ボランティアを企業から出すこと、また、会場等々も企業から可能な場所については提供するというので、この程、愛知県、愛知県国際交流協会、そして中部経済連合会、それから弊会で連携をして、取組を始めたところでございます。

その前の2枚目、1枚目の資料が、その内容について、プレスを出した時の資料になります。

本年度は、まず試行的に、地域と日本語教室に限定して、その中で企業数社と連携をしてボランティアを出す、そしてマッチングするということを始められないかということで、2枚目資料ですけれども、西三河の方で去年の秋からそういった活動を始めさせていただいております。

こちらの西三河、特に安城刈谷等の地区の3社から、40名ほどの方をボランティアで出していただき、その地域の4団体8教室になるのですけれども、そちらに、実際にボランティアの方が入って活動を始めたところという状況になります。

1枚目資料ですけれども、さらに年明けから、尾張地区、こちらは名古屋また瀬戸、犬山といったところの日本語教室と、主に名古屋本社の企業との間で、40名超の方にボランティア出ていただき、研修をしたり、あるいは日本語教室のマッチングということで教室からの説明を聞いてたりして、実際にその後見学してもらうような活動をしながらマッチングを進めているところでございます。

来年度もこういった活動のエリアや協力の輪を広げていくというような形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございます。続きまして、愛知県中小企業団体中央会様願います。

(愛知県中小企業団体中央会 古閑振興部長)

愛知県中小企業団体中央会の古閑でございます。

中央会ですけれども、中小企業の組織化を推進している団体でありますので、その状況について少しお話をさせていただきます。

初めに協同組合の設立の支援につきましては、本年度1月末現在で20件ほど、設立の申請手続きの手伝いをさせていただいております。そのうち18件が外国人の技能実習生の受入れを目的にした設立でした。申請に当たって、全体の9割近くが、外国人の実習生の受入れを目的とした申請でありました。

次に設立相談についてですけれども、相談件数は本年度1月末現在で49件の相談を受けております。このうち42件が外国人の技能実習生の受入れを希望した相談でした。相談全体の方でいくと8割強がこの目的となっております。

それから、昨年から、技能実習制度や特定技能制度のあり方に関する有識者会議が開かれていて、制度の見直しが議論されており、春にも中間報告、また秋には最終報告ということになっておりますけれども、今後の有識者会議の動向を注視していきたいというふうに考えております。

引き続きこういった制度について、中小企業の抱える課題や問題に適切な支援を行っていきたいと考えておりますので、関係者の皆様の御支援、御協力の方よろしく申し上げます。

私の方から以上であります。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございます。続きまして、名古屋市様申し上げます。

(名古屋市観光文化交流局観光交流部国際交流課 伊藤主幹)

名古屋市役所の国際交流課の伊藤と申します。

昨年度のこの会議で、名古屋市では、第3次多文化共生推進プランを作成しましたという旨、御報告をさせていただいております。

本日は、資料はございませんが、このプランに基づきまして、行ってきております名古屋市の多文化共生事業について、主な取組について、御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、地域における情報の多言語化に関してですけれども、市民の方にとって、最も身近な行政窓口である区役所、支所における多言語通訳ということで、タブレット端末を全区役所、支所に設置しまして、遠隔通訳や機械翻訳のサービスを実施しております。また、来年度から、対応言語の拡充をしたいということで、現在予算要求中でございます。

さらに、外国人の方が多くお住まいになっていらっしゃる区におきましては、外国人市民の方に、対応を行うスタッフ、外国人コンシェルジュと呼んでいます。このコンシェルジュを配置いたしまして、円滑な窓口のサービスに努めているところです。

また、外国人市民の方に対して、迅速かつ幅広い行政情報を提供するために、令和4年11月から、市の公式ウェブサイトの機械翻訳を導入しますとともに、AI翻訳システムを活用しまして、行政文書の翻訳事務の効率化を図り、多言語情報発信を充実させることで、言語による情報格差の解消を目指すという取組を開始しております。

それから、日本語教育の推進に関しまして、文化庁の補助事業を活用いたしまして、日本語教育が必要な外国人市民の方が、日常生活に必要な日本語を習得し、地域のコミュニティで円滑に生活できるよう取組を実施しているところがございます。

本協議会の日本語教育ワーキンググループの方でもいくつか報告をさせていただいているところですが、一例といたしましては、オンライン学習と対面での交流体験活動を組み合わせました、ハイブリッド型の地域日本語教室を実施したり、或いは地域の日本語教室と学習者、またボランティアを希望する方のマッチングを促すための日本語教室検索システムを構築しまして、運用を行う、また、多様な主体と連携して、地域日本語教育の推進、新たな教室の立ち上げを行うなど、今後も、関係機関の方と有機的に連携できるようなネットワークづくりを進めていきたいと考えております。

それから、プランの掲載事項ではありませんが、先ほどから、いくつか御報告の中にもありました、ウクライナ避難民の支援につきまして、名古屋にも現在約50名の避難民の方々が避難をされておりますので、名古屋市内において安心して生活していただくことができるように、市として継続的に支援を行っております。

具体的に申し上げますと、避難民の方同士が、ウクライナ語で、母国語で話し合える機会を作りまして、避難民の方の心のケアをしていくとともに、行政からの情報提供を行う場といたしまして、「ウクライナ語で話し合えるつどいの場」というものを実施しております。

これには、名古屋市内に避難されている方だけではなく、広く県内に避難をされている避難民の方に御参加をいただいております。また、「つどいの場」におきまして、日本語サロンを実施しており、名古屋国際センターの日本語ボランティアが交流をしながら日本語を教えてくださいましております。

また、物資やサービスなどの提供により、「避難民の支援をしたい」という意向のある方と、避難民の方のニーズをマッチングし、受け渡しを行うこ

とで、避難民の方が安心して生活を送れるように支援する「支援登録」、また、避難民の方の状況を個別に把握しまして、必要に応じて、行政機関等の窓口に行き支援したりするなど、避難民個別の方の望む支援につなげることで、安心して生活できるようにし、今後、自立した生活を送っていただけるような環境づくりのための「個別相談」を行っております。

また、避難民の方と名古屋市民との相互理解に向けました市民交流イベントを、今年度3回ほど開催してまいりました。

これらの事業につきましては、また、来年度も引き続き実施をしていきたいと考えております。

名古屋市からは以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県市長会様をお願いします。

(愛知県市長会（豊橋市市民協創部多文化共生・国際課） 小久保課長)

愛知県市長会を代表しまして、豊橋市の多文化共生国際課長の小久保と申します。よろしくお願いいたします。

市長会ということではなく、豊橋市の紹介になってしまいますが、豊橋市におきましても、多文化共生推進計画というものがございまして、本年度から来年度にかけて、改定作業を進めているところです。

その中でも、今日いろいろお話をお伺いしたような、産業分野における企業への支援ですとか、労働者に対する支援というのが、今までは含まれておりませんでした。やはり2019年に特定技能が創設されたことによりまして、労働環境もかなり変化しておりますので、そのような状況に対応した計画の策定がまず一つの柱かなと考えております。

その他にも、日本語学習が必要な児童生徒が愛知県は非常に多いという話でございましたけども、豊橋市におきましても、同じような状況でございます。

その中でも、豊橋市においては、教育委員会の方で、未来・希望というような日本語教育の特徴的な事業を実施してございまして、成果も出てはいるんですけども、やはり、中学生から高校に上がる段階で、高校には進学するんですけども、そこで結局、途中で退学してしまい、続かないというような生徒のことが非常に課題になっておりました。

ですが、今回、愛知県の方で、夜間中学を創設されるということが決定されてまして、県の中でも、豊橋市に設立されるということで、非常に期待しております。

豊橋市も、十分な協力体制を敷いて、素晴らしい夜間中学を設立できるようにしていきたいと考えております。簡単でございますが、以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県町村会様をお願いします。

(愛知県町村会 野村事務局長)

愛知県町村会事務局長の野村でございます。

愛知県町村会としては、特に具体的な取組など、報告する内容というのをごさいませんけれど、法務省の発表している統計資料を見ますと、県内どの町村でも、外国人の方が居住されておりますし、もともと町村というのは人口が少ないというところでございますが、町村の総人口に占める外国人の住民の割合が、市よりも高いというようなところも幾つかございます。

本日はこの会議で説明いただいた情報、町村の今後の多文化共生社会実現に向けた取組の参考とできるよう、何らかの形で、共有していきたいと、町村会としては考えているところでございます。

それから、冒頭の知事の御挨拶にもございましたけども、これから日本は少子高齢化、生産年齢人口の減少ということで、地域産業を担う働き手として特定技能外国人等が、愛知県をはじめとして増えてくるというようなお話がございました。

そうした中で、おそらくそのまま日本に定住を希望するような人たちも出てくるということも想定されます。となると、やはり、外国人の方たちが、医療、教育、労働、各分野で様々な課題に直面をするということが想定されますし、そうした時に、外国人の方々の、バックグラウンドを理解した上で、一緒になって考える、課題を解決していく社会づくりが重要になってくるかなというふうに思うところでございます。

町村会としても、そうした社会づくりに向けて、連携してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。続きまして、愛知県国際交流協会様をお願いします。

(愛知県国際交流協会交流共生課 林課長)

愛知県国際交流協会交流共生課長の林でございます。

私の方から資料に沿って、御説明をさせていただきたいと思います。

まず資料 10-1、あいち国際プラザあいち多文化共生センターについて、でございます。2の業務内容（1）にございますように、あいち多文化共生センターでは、外国人県民に対して、多文化ソーシャルワーカーを配置しまして、相談、情報提供及び支援を実施しております。

複雑な問題を抱える相談者に対しましては、各機関と連携することもさることながら、必要に応じて、私どものソーシャルワーカーが現地の方に同行して、適切に支援をして、問題解決まで継続的に実施をしている体制をとっております。

その下の相談言語でございますが、昨年5月から週に2日ウクライナ語の通訳をカウンターに配置しまして、ウクライナ避難民からの相談にも直接対応できるような体制をとっております。

日本語も含めて全体では14言語でございますが、カウンター職員が対応できない場合は、外部通訳サービスを使って、対応をいたしております。

対応言語の中では、日本語を別にすれば、やはりポルトガル語での相談が一番多くなっております。相談件数的には、去年よりやや多く、去年、コロナの関係で過去最大だと思っていたのですが、もう少し上回るような状況で、現在推移しております。

次に、資料の10-2日本語教育関連事業の方を御覧いただきたいと思えます。

そこがございますように、当協会は研修や講座などの人材育成事業と、情報提供や自治体の日本語教育の開催などの助成事業、それから子供向けの日本語教室の助成事業を行っております。番号の3番、4番については、県内の市と共催をして、現地の方で開催をしているものでございます。

また、資料の5については、経営者協会を中心とした産業界の方と連携をして、10番については、県の多文化共生推進室で設けていただきました基金により事業を実施しているものでございます。以上、簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

（愛知県政策企画局 沼澤局長）

ありがとうございました。続きまして、東海日本語ネットワーク様願います。

（東海日本語ネットワーク 米勢副代表）

東海日本語ネットワークです。よろしく願います。副代表の米勢から説明します。

資料番号はついておりませんが、順に御説明します。

東海日本語ネットワークの概要は、ブルーのリーフレットにあります。私どもは、中間支援組織として、ボランティアで地域の日本語教育をやっている団体等や個人に、交流と、それから研修の場を提供しております。

資料にあります「日本語ボランティア研修 2022～開かれた地域社会を目指して～第8回お話を聞く会」が、来月3月の第2土曜日に実施されます。どなたでも、オンラインで、無料で参加できますので申し込んでいただければと思います。

4月からは対面になって、予告にあるように、これは中学生のための、どちらかという指導演法となっています。5月には、名古屋入管の方に、在留資格についての知識を深めてもらうための研修を提供する予定です。

その次にありますのが、冊子の報告書を御用意していますけれども、これは、東海日本語ネットワークが1団体として加入しております「外国人支援・多文化共生ネット」でトヨタ財団の助成事業として作成したものです。

「外国人支援・多文化共生ネット」はオレンジ色のリーフレットにありますように、東海地域、愛知・岐阜・三重で支援をしている団体によって、ネットを組んで、名古屋入管と協働していくことができないかということで、2019年に発足しました。

同ネットでは、昨年度と今年度にかけて、妊娠から乳幼児期の子供の教育についての課題という調査研究をいたしました。

これは、義務教育年齢で、いろいろな課題が浮き彫りになってくるのですが、それ以前のことが、もっとしっかりしなくてはいけないだろうということで、この年齢、妊娠から乳幼児の施策が、どれぐらい外国ルーツの人たちに浸透しているか、支援ができていくかという調査研究です。

過年齢の子供、それから高校進学以降の子供も今、課題になっており、かなり施策が進んできているので、就学前のここの分野が、今後非常に重要ではないかと思っています。

愛知県の説明やグラフにありましたが、報告書の第1章は、自治体、国のデータからでも取れる、基礎データの分析なんですけれども、全国のもの、それから東海3県のもの、今回の調査地域のものというのをここにお示ししているんですが、やはり東海地域は非常に特徴的で、国の施策が下りてきても、必ずしもそれがそのまま適用できない。東海地域、愛知県は一番中心的な存在ですけれども、そこの独自の施策をきちっと持っていかなくてはならないのではないか、ということです。

そして、この東海3県の14地域で調査をしましたが、その地域がまた非常にバラバラなんです。一定の傾向を示している地域も、共通の傾向を示し

ている地域もあるけれども、全く違う市町もありました。

例えば名古屋市でいうと、北区と港区で調査をしましたが、名古屋市全体の傾向と、北区と港区はそれぞれ全く違う、というようなことが出てきます。

この報告を12月に東京入管の在留支援課の方でさせていただいたんですけども、その後、12月以降、14地域のそれぞれでセミナーを展開しております。

たまたま北区では、社協が北区内の調査をしたので、そこを照らし合わせたんですが、今度は北区の地域によって、学区別の調査で非常に違ってくる、というようなことが出ました。

ですので、私たちはきめ細かい支援をこれから考えていかななくてははいけないし、また、この調査の保護者対象インタビューは、あくまでも調査に協力して下さった当事者の声です。

報告書には、支援者・保護者の声なき声を聞くというふうに書かれてますけれども、本当に届いていない声を拾い上げることができていない、ということも前提に、今後活動を進めていきたいと考えております。

来年度からこども家庭庁ができますので、そこにも早速届けて、何らかの形で反映していただければ、と思っております。

皆様、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

最後に付けたのは、港区でセミナーを開くというチラシです。こういうこともやっているということで、お付けしました。よろしくお願ひします。

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

ありがとうございました。

続きまして、議事(7)の「質疑応答」でございます。議事(1)～(6)の御発表について、御質問をお持ちの方がいらっしゃいましたら挙手を頂きたいと存じます。

<質問なし>

(愛知県政策企画局 沼澤局長)

皆様から御意見や情報提供をいただきましてありがとうございました。

新型コロナウイルスやウクライナ問題を始め、国による技能実習及び特定技能制度の見直しの検討など、外国人を取り巻く環境は大きく変化しており、これまで以上に、労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実など、多文化共生の取組が重要となってきています。

本日、協議会構成員の皆様からお寄せいただいた情報を持ち帰っていただ

き、是非とも関係施策や事業のさらなる充実に取り組んでいただければと思います。そして、在留外国人の方々にとって、より住みやすいあいちの実現を皆様とともに進めてまいりたいと存じます。

また、来年度も、適宜各ワーキンググループを開催し、多文化共生社会づくり等について密に情報交換等を行ってまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の協議会を終了させていただきます。
ありがとうございました。